

議案第 2 5 7 号

上告受理の申立てについて

次のとおり、上告受理の申立てを行いたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 4 年 1 1 月 2 9 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 当事者 申立人となるべき者（第 1 審原告、第 2 審被控訴人）

川 崎 市

相手方となるべき者（第 1 審被告、第 2 審控訴人）

\*\*\*\*\*

2 上告受理の申立ての要旨

東京高等裁判所平成 2 4 年（ネ）第 5 4 9 8 号賠償金請求控訴事件の判決は、請負人が共同企業体の場合に被控訴人が賠償金を請求できるのは、共同企業体を構成する各事業者について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令等が確定したときと解するのが相当であることから、これらが確定していない控訴人に対して賠償金の支払を求める被控訴人の請求は失当であるとした。

本件の訴訟において、本市は、共同企業体のいずれかの構成員に対する排除措置命令等が確定すれば、共同企業体の構成員は連帯して賠償金債務を負うこと等を一貫して主張してきたところであるが、これが認められなかった上記判決は、誤った法令解釈が含まれており、本件の訴訟は、法令の解釈に

関する重要な事項を含むものであることから、上告受理の申立てを行いたい。

3 管轄裁判所 最高裁判所

4 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

## 参考資料

### 1 事件の概要

本市は、平成20年10月28日、登戸1号雨水幹線その4工事（以下「本件工事」という。）の一般競争入札を実施し、同年11月4日、\*\*\*\*\*  
\*\*\*（以下「\*\*\*\*」という。）及び\*\*\*\*\*（以下「\*\*\*  
\*」という。）で構成した\*\*・\*\*共同企業体と工事請負契約を締結した。

公正取引委員会は、同年3月12日から平成21年3月31日までの間において、本市が一般競争入札の方法により発注する下水管きょ工事について、\*\*\*\*及び\*\*\*\*が他の事業者と共同して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の不当な取引制限の禁止の規定に違反する行為を行ったとして、平成22年4月9日、\*\*\*\*及び\*\*\*\*に、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、\*\*\*\*に対する命令については確定したが、\*\*\*\*に対する命令については、同年6月9日、\*\*\*\*から公正取引委員会に対し、同法に基づく審判の請求がなされた。

同年9月1日、本市は、\*\*\*\*及び\*\*\*\*に、本件工事に係る工事請負契約に基づき、\*\*\*\*及び\*\*\*\*で連帯して負担する不正行為に対する賠償金として最終請負金額の10分の3に相当する額149,751,000円を同年11月30日までに支払うよう請求した。

\*\*\*\*及び\*\*\*\*は、賠償金の支払請求には応じず、今後も引き続き、これに応じないと認められたため、本市は、平成23年7月1日、\*\*\*\*及び\*\*\*\*に対して不正行為に対する賠償金支払請求の訴えを提起した。

\*\*\*\*は、口頭弁論期日に出頭しないこと等から、同年9月14日、\*\*\*\*に対する本市の支払請求を認める判決が言い渡され、この判決は確定した。

## 2 第1審判決

横浜地方裁判所川崎支部平成23年（ワ）第698号賠償金請求事件

平成23年 7月 1日 訴えの提起

原告 川 崎 市

被告 \* \* \* \* \*

平成24年 7月 4日 判決（横浜地方裁判所川崎支部）

平成24年 7月 4日 判決書正本送達

判決の主文

- (1) 被告は、原告に対し、149,751,000円及びこれに対する平成22年12月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- (3) この判決は第1項に限り、仮に執行することができる。

## 3 第2審判決

東京高等裁判所平成24年（ネ）第5498号賠償金請求控訴事件

平成24年 7月19日 控訴の提起

控 訴 人（第1審被告） \* \* \* \* \*

被控訴人（第1審原告） 川 崎 市

平成24年11月22日 判決（東京高等裁判所）

平成24年11月22日 判決書正本送達

判決の主文

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。